

令和 8 年度伊万里市移住体験ツアー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和 8 年度伊万里市移住体験ツアー業務」の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度伊万里市移住体験ツアー業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和 8 年度伊万里市移住体験ツアー業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 見積限度額

委託料の上限は 1, 544, 000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）とする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去に国や地方公共団体より移住・定住など地方創生推進をテーマにしたツアーを受託した業務の実績があること。
- (2) 緊急の打ち合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 参加申込書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 16 年告示第 81 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第

4号に規定する暴力団等である。

イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

(8) 仕様書に定める業務を実施することができること。

(9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6 日程

実施内容	実施期間または期日
公募開始	令和8年 9月 4日（金）
質問書提出締切	令和8年 9月14日（月） 17時
質問回答	令和8年 9月16日（水）
参加申込書提出締切	令和8年 9月24日（木） 17時
資格審査の結果通知発送	令和8年10月 7日（水） 予定
提案書等提出締切	令和8年10月14日（水） 17時
一次審査（書類審査）	令和8年10月15日（木） 予定
一次審査結果通知	令和8年10月16日（金） 予定
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年10月27日（火） 予定
プロポーザル審査結果通知・公表	令和8年10月下旬
契約締結	令和8年11月初旬

7 質疑及び回答について

プロポーザルに関する説明会等は開催しない。

質問等がある場合は、次により行うものとする。

(1) 質問書（様式第6号）の提出

提出期限 令和8年9月14日（月）17時

受付方法 電子メールにて「14 問合せ」まで連絡すること。

※ 本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問への回答

質問への回答は令和8年9月16日（水）までに随時市のホームページに掲載する。

8 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出方法

ア 提出期限：令和8年9月24日（木）17時

イ 提出場所：伊万里市役所 経済振興部 企業誘致・商工振興課（2階）

ウ 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

エ 提出書類：

（ア）参加申込書（様式第1号）

（イ）国や地方公共団体より移住・定住など地方創生推進をテーマにしたツアーを受託した業務の実績一覧（様式第2号）

（ウ）使用印鑑届兼委任状（様式第3号）

（エ）誓約書（様式第4号）

（オ）印鑑証明書

（カ）会社概要（パンフレット等）

（キ）商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書

（ク）国税の納税証明書〔その3の3〕

（ケ）佐賀県税の納税証明書〔未納のない証明〕

※ 県内本店又は県内の支店等に委任する場合提出

（コ）納税状況等確同意書（様式第5号）

※ 市内本店又は市内の支店等に委任する場合提出

※ 伊万里市における令和8・9年度入札参加資格審査の結果、有資格者名簿に登載されている者については、（ウ）～（オ）、（キ）～（コ）の資料を省くことができる。

オ 提出部数：1部

カ 参加資格審査結果の通知：

参加申込書の提出者全てに、書面にて通知する。令和8年10月7日（水）予定。

(2) 提案書等の提出方法

提出する提案書は各参加者1提案とし、仕様書の内容を含んだ提案書等を提出すること。

ア 提出期限：令和8年10月14日（水）17時

- イ 提出場所：参加申込書の提出場所と同じ
- ウ 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）
- エ 提出書類：
 - （ア）表紙（様式第7号）
 - （イ）提案書
 - （ウ）見積書
- オ 提出部数：正本1部、副本4部の計5部

9 提案書等作成方法

提案書等の作成方法は次のとおりとする。

(1) 提案書

- ア 任意様式
- イ A4版 ※A3折込可
- ウ 要ページ番号
- エ 記載内容
 - （ア）会社概要
 - （イ）業務実施方針
 - （ウ）業務内容
 - （エ）実施スケジュール
 - （オ）業務実施体制

(2) 見積書

見積額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。また、見積書には参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。

- ア 任意様式
- イ A4版

(3) 注意事項

- ア 提出されたすべての書類は返却しない。
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合、当該プロポーザルを失格とし、以後書類の提出は受け付けない。
- ウ 提出された書類の内容について電話等で問い合わせをする場合がある。
- エ 提出書類の提出後における差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- オ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

10 選定方法

事業者の選定は、参加資格に該当する事業者からの公募により、委託業務に係る提案書等の提出を受け、内容の審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であるものと認められたものを候補者とする。(評価点：90点、価格点10点 合計100点)

(1) 評価項目、配点

ア 【一次審査】(15点満点)

事業者の経験、能力(15点)

国や地方公共団体より移住・定住など地方創生推進をテーマにしたツアーを受託した業務の実績がどのくらいあるか。

上記項目で審査を行い、上位3社の二次審査を行う。ただし、一次審査が同点で3社以上になる場合は、同点となった事業者まで二次審査を行なう。

イ 【二次審査】(85点満点)

(ア) 業務の実施方針・体制(75点)

- ① 仕様書記載の内容で提案がなされているか。(25点)
- ② 独自の参加者募集活動がなされているか。(15点)
- ③ 地域の魅力や素材を十分活かした内容か。(15点)
- ④ 業務を行う人員が適正に確保されており、個人情報の適切な管理に十分留意されているか。(10点)
- ⑤ 実施スケジュールは実現可能性が高いものになっているか。(10点)

(イ) 価格点(10点)

- ① 本業務に係る見積額(10点)

(2) 一次審査(書類審査)

ア 参加資格及び適格要件を満たしているか否か審査する。

イ 提出された「伊万里市移住体験ツアー業務委託プロポーザル参加申込書」及び業務実績を証明する資料、見積書を確認し審査する。

ウ 二次審査を実施する3社を選定する。

(3) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査で選定された事業者に対して、審査委員会がプレゼンテーション審査を行う。

ア 事業者は、提出した提案書及び見積書をもとにプレゼンテーションを行う。

イ プレゼンテーション用の追加資料は受け付けない。なお、提案書の提出時に参考資料として、業務経歴の詳細を示すリーフレット等の提出は認める。

ウ プレゼンテーションで、パソコンなどの機材が必要な場合には、事業者側で準備すること。

エ プロジェクター、スクリーン、延長コードは、市で準備する。

オ 準備10分以内、説明20分以内、質問10分程度を予定。

カ 出席者 3名以内

キ 審査後、各委員の採点を集計し、最も点数の多い事業者 1 社を候補者とする。

11 選定結果の通知

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面にて
- (3) 令和 8 年 1 0 月下旬
- (4) 選定結果についての異議申し立ては、一切受付けない。

12 契約の締結

市は、候補者と本委託業務の締結交渉を行うものとする。ただし、候補者が契約締結時までに前記 5 の参加資格要件を満たしていないと判断した場合や、辞退、その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結交渉を行うものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出書類について、伊万里市情報公開条例（平成 1 1 年伊万里市条例第 1 6 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。
- (2) 本業務の候補者決定後に実施する見積合わせについては、結果を「伊万里市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」に基づき決定する。
- (3) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 1 次審査及び 2 次審査の合計得点が満点の 6 割に達しない場合は受託者として選定しない。
- (6) 参加辞退の取扱い
参加申込書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。
- (7) 著作権等の権利
提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。
なお、伊万里市が契約の相手方の作成した提案書等の書類を無償で使用しようとする場合においては、あらかじめ契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。
- (8) 異議申立て

参加申込者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 失格事項

参加申込者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合
- キ 参加申込書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- ク 本要領に違反又は逸脱した場合
- ケ ヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- コ 費用見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

14 問合せ先

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 経済振興部 企業誘致・商工振興課

電話：0955-23-2172

FAX：0955-23-2474

E-mail：iju-teiju@city.imari.lg.jp

※ 本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受付けない。